

2019年10月31日

高知県および高知県須崎市と「災害廃棄物の処理の協力に関する協定書」を締結

住友大阪セメント株式会社（社長：関根福一、本社：東京都千代田区）は、2019年10月31日、高知県庁舎（高知市）において高知県（尾崎正直知事）および高知県須崎市（楠瀬耕作市長）と「災害廃棄物の処理の協力に関する協定書」を締結しました。

本協定は、南海トラフ地震や風水害等の大規模な災害が発生した場合に、高知県内で発生が予想される災害廃棄物を当社の高知工場（高知県須崎市）や他工場において、セメント製造の原料や熱エネルギーとして可能な限り再生利用するものです。

当社グループは、セメント製造の際に廃棄物や副産物を再資源化することで持続可能な社会の形成に貢献しており、震災や水害などで発生した災害廃棄物についても、使用可能なものを受け入れています。

これまで東日本大震災で発生した震災瓦礫等や、2015年の関東・東北豪雨による鬼怒川堤防決壊に伴う茨城県常総市の災害廃棄物（水没した備蓄米・畳）、2017年の熊本地震により倒壊した家屋等から出た木屑、2018年の西日本豪雨災害で発生した土砂や瓦等、多くの災害廃棄物を受け入れてきました。

南海トラフ地震等の大規模災害では膨大な量の災害廃棄物の発生が想定されます。この協定締結により事前に体制を整備し、災害廃棄物を迅速・円滑に処理し、早期復旧・早期復興へ協力させて頂きたいと考えています。

写真（締結式の様子 左から楠瀬耕作須崎市長、当社社長関根福一、尾崎正直高知県知事）



以上

【本件に関する問い合わせ先】

総務部 IR 広報グループ TEL 03-5211-4505 FAX 03-3221-4651